

和歌山県報

発行 和 歌 山 県 和歌山市小松原通一丁目1番地 毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集登載事項)

(取扱課室名) ページ

T CIONNIMONE TATE OF	(-)(-)		*
〇 規則			
*65 和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等	等に関する法	律に基	甚づ
く個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正	Eする条例の	施行其	月日
を定める規則	(市町村	課)2
*66 和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等	等に関する法	律に基	基づ
く個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正す	する規則 (") 2
〇 告示			
796 指定障害福祉サービス事業者の指定	(障:	害福祉	課)5
797 "	(") 5
798 "	(") 5
799 "	(") 5
800 "	(") 6
801 "	(") 6
802 "	(") 6
803 "	(") 6
804 "	(") 7
805 介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止 (介護サービ	ス指導	課)7
806 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービ	、ス事業者の	廃止	
	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,) 7
807 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定 (, II) 8
808 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービ	ス事業者の	指定	
	, II) 8
809 介護保険法による介護医療院の廃止 (, II) 8
810 指定自立支援医療機関の指定 (こころの健	康推進	課)9
811 "	, II) 9
812 特定第2号漁業者の同意成立の届出	(水)	産振興	課)9
813 地籍調査の成果の認証	(用:	地対策	課)9
814 "	(") 10
815 "	(") 10
816 道路の位置の指定	(都	市政策	課)10
817 一般競争入札による落札者の決定	(総務事	務集中	課)11
〇 公安委員会告示			
62 駐車監視員資格者講習の実施			11
63 技能検定員審査及び教習指導員審査の実施			13
〇 正誤			
令和7年9月24日付け和歌山県報号外公告別冊「人事行政の運営等の状況」	中		14

規則

和歌山県規則第65号

和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

令和7年10月10日

和歌山県知事 宮 﨑 泉

和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例(令和7年和歌山県条例第54号)の施行期日は、令和7年10月12日とする。

和歌山県規則第66号

和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年10月10日

和歌山県知事 宮 﨑 泉

和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則(平成29年和歌山県規則第29号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改 正 後			改 正 前
別表第1(第2条	条関係)	別	表第1(第2	条関係)
区分	事務		区分	事務
1 条例 <u>別</u> 表第1 <u>の</u> 1の項に 規定する 規則で定 める事務	略		1 条例別 表第1 <u>の</u> (1) に規規し を を 変変を 変変を 変変を 変数を を 変数を を 変数を を 変数を 変数	支給の申請の受理、その申請に 係る事実についての審査又はそ の申請に対する応答に関する事 務
			2 条第1 <u>の</u> 表第1 <u>の</u> (2) に規規 る定 務	(1) 受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (2) 保護者等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。7の項から9の項までにおいて同じ。)の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
			3 条例 <u>別</u> 表第1の	略

1 1 - 3		14 14 1 10 14 10 14 (TEVE 14)
	1 の項 に規定 る規則 定める 務	三す 引で う事
	4 表第1 1 1 にる現 定 変 務	(昭和25年法律第144号)第 19条第1項の規定に準じて行 う保護の実施に関する事務 19で 3 外国人に対する生活保護法 第24条第1項の規定に準じて 行う保護の開始若しくは同条 第9項の規定に準じて行う保 護の変更の申請の受理、その 申請に係る事実についての審
		<u> 査又はその申請に対する応答</u> に関する事務 (3) 外国人に対する生活保護法 第25条第1項の規定に準じて 行う職権による保護の開始又 は同条第2項の規定に準じて 行う職権による保護の変更に 関する事務 (4) 外国人に対する生活保護法 第26条の規定に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事
		 務 (5) 外国人に対する生活保護法第29条第1項の規定に準じて行う資料の提供等の求めに関する事務 (6) 外国人に対する生活保護法第55条の4第1項の規定に準じて行う就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に
		係る事実についての審査又は その申請に対する応答に関す る事務 (7) 外国人に対する生活保護法 第55条の5第1項の規定に準 じて行う進学・就職準備給付 金の支給の申請の受理、その 申請に係る事実についての審 査又はその申請に対する応答 に関する事務
		(8) 外国人に対する生活保護法 第55条の8第1項の規定に準 じて行う被保護者健康管理支 援事業の実施に関する事務 (9) 外国人に対する生活保護法 第63条の規定に準じて行う保 護に要する費用の返還に関す る事務 (10) 外国人に対する生活保護法
		第77条第1項又は第78条第1 項から第3項までの規定に準 じて行う徴収金の徴収(同法 第78条の2第1項又は第2項 の規定に準じて行う徴収金の 徴収を含む。)に関する事務
<u>2·3</u> 略	<u>5</u> ・ <u>6</u> <u>7</u> 条例 表第1 2の項 に規定 る規則	_の 係る事実についての審査又はそ □

1 H H		31 000 	J
711		31 000 .	
4 条例別の 2の項(3) に規規し を 変 の を が る 定 務 名 の 名 の 名 の 名 の え の え の え の え る た う る た う る ろ る ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ	(2) <u>保護者等</u> 支援金の支 平成22年法 第2項第3 者等をいう。 の届出の受 る事実につ	給に関する法 律第18号)第 号に規定する 。)の収入の	<u>律</u> (3 保 選 保 状 に は そ

別表第2(第2条関係)

IJ	表第2(第2条関係)	
	区分	事務	情報
	1 例表21項に定る則定る務条別第のの⑵規す規でめ事	行おの別の用る条基特報関(デ・第下とに事保係令1定保係うの表同提る政け個す番等法第づ定のす令ジ総9「い規務護情第号す護情。表にじ供事手る人る号に律8く個提る和タ務号命う定(実報15ロる実報以及お。を務続特をたの関第号利人供命6ル省。令。す生施(条に生施を下びい)受にに定識め利す19に用情に令年庁令以」)る活関命第規活関いこ次てのけ限	当てに生法第行第準若規の1う始の権は準若情外係的にれ対和第準、規の9う25じ護第行変規の関いたというに配)に施の護第行第準は発すのので国法44規の1う同じ同定よは準保をでく(人報の全国法44規の1う同じ同定よは準保をでのの護には対和第準、規の9う25じ護第行変規の関い実のにれ対和第準、規の9う25じ護第行変規の関い実のでの護には進入といる第一にをする保全では、規の9う25じでは、大生した。というには、大生には、大生には、大生には、大生に、大生に、大生に、大生に、大生に、大生に、大生に、大生に、大生に、大生に

別表第2 (第2条関係)

区分	事務	情報
1 例表21項に定る則定る務 条別第のの②規す規でめ事	行おの別の用る条基特報関(デ・第下とに事保係令1定保係うの表同提る政け個す番等法第づ定のす令ジ総9「い規務護情第号す護情。表にじ供事手る人る号に律8く個提る和タ務号命う定(実報15ロる実報以及お。を務続特をたの関第号利人供命6ル省。令。す生施(条に生施を下びい)受にに定識め利す19に用情に令年庁令以」)る活関命第規活関いこ次てのけ限	当てに生項保条でくに更の権し定よ法でく(人報等で外護に、規の1う同じ同定よは準保各のので国法に施の護第行は準、規にくにる第行は次生とのの定国法に施の護第行第準保条でのの護にお護うの定期項保条である。 は

<u>定める事</u> <u>務</u>	
8 条例別 表第1の 2の項(4) に規定す る規則で 定める事 務	(1) 受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する事務 (2) 保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出にがある。
9 表第1の 2の項(5) に規定す る規則で 定める事 務	(1) 受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する事務(2) 保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
10 条例 <u>別</u> 表第1の 2の項(6) に規定する規則で 定める事 務	(1) 略 (2) <u>保護者等</u> の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

和歌山県報 第658号

令和7年10月10日(金曜日)

		る。) であ って知事が 処理するも の					る。) であって知事が 処理するも の	
2	略	略	略		2	略	略	略

附則

この規則は、令和7年10月12日から施行する。

告 示

和歌山県告示第796号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の 指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和7年10月10日

和歌山県知事 宮 﨑 泉

事業所番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉 サービス の 種 類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3010200 016	就労選択支援事 業所スノードロ ップ	海南市重根119 番地	就労選択支援	特定なし	合同会社RE-L IGHT	海南市重根119 番地	令和 7.10.1

和歌山県告示第797号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の 指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和7年10月10日

和歌山県知事 宮 﨑 泉

事業所番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉 サービス の 種 類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3011000 746	ふれあい工房わ ーくる	橋本市小原田12 7番	就労選択支援	特定なし	社会福祉法人 博芳福祉会	橋本市小原田12 7番	令和 7.10.1

和歌山県告示第798号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の 指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和7年10月10日

和歌山県知事 宮 﨑 泉

事業所番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉 サービス の 種 類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定 年月日
3010500 027	HOMETOWN	御坊市塩屋町北 塩屋字平井谷58 0-2		特定なし	株式会社HOME TOWN	大阪府大阪市天 王寺区生玉町11 番14-805号	

和歌山県告示第799号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の

和歌山県報 第 658 号

指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和7年10月10日

和歌山県知事 宮 﨑 泉

事業所番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉 サービス の 種 類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定年月日
3010600 033	アマポーラ	田辺市下万呂46 3番地の3	居宅介護 重度訪問介護	特定なし	株式会社恵成 の郷	田辺市下万呂46 3番地の3	令和 7.10.1

和歌山県告示第800号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の 指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和7年10月10日

和歌山県知事 宮 﨑 泉

事業所番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉 サービス の 種 類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3010600 025	就労選択支援事 業所『セレクト 』		就労選択支援	知的障害者 精神障害者 障害児	社会福祉法人やおき福祉会	田辺市下三栖14 75番201	令和 7.10.1

和歌山県告示第801号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の 指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和7年10月10日

和歌山県知事 宮 﨑 泉

事業所番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉 サービス の 種 類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3020300 038	グループホーム ルーエ	紀の川市西大井 51番地6	共同生活援助	知的障害者 精神障害者	株式会社ライ フサポートあ ゆみ	紀の川市粉河54 4番地3	令和 7.10.1

和歌山県告示第802号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の 指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和7年10月10日

和歌山県知事 宮 﨑 泉

事業所番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉 サービス の 種 類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3011800 335	ピーチ岩出	岩出市清水363- 4 サンエービ ル1F		身体障害者 知的障害者 精神障害者	株式会社プラム	和歌山市出島37 2-1	令和 7.10.1

和歌山県告示第803号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の 指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和7年10月10日

和歌山県知事 宮 﨑 泉

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉 サービス の 種 類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3011310 103	ソプラス	伊都郡かつらぎ 町佐野677番1	就労選択支援	特定なし	特定非営利活 動法人よつ葉 福祉会	伊都郡かつらぎ 町佐野677番1	令和 7.10.1

和歌山県告示第804号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の 指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和7年10月10日

和歌山県知事 宮 﨑 泉

事業所番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉 サービス の 種 類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定年月日
3012000 117	ワークステーションひだか	日高郡日高町荊 木310	就労選択支援	身体障害者 知的障害者 精神障害者 難病等対象者	1	日高郡美浜町大 字和田1138番地	

和歌山県告示第805号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の廃止につい て、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号の規定に基づき公示する。

令和7年10月10日

和歌山県知事 宮 﨑 泉

指定事業者番号	事業者の名称 又 は 氏 名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの 種 類	廃 止 年月日
30724014 60	一般社団法人み・ゆーじ	ハピラブ訪問介護	和歌山県西牟婁郡白浜町 市鹿野1104番地	訪問介護	令和 7.9.28
30722015 71	医療法人竹村医院	医療法人竹村医院通所介 護事業所	和歌山県田辺市東山一丁 目7番23号	通所介護	令和 7.9.30
30722017 79	株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター紀中 たなべ	和歌山県田辺市龍神村西 360-1 龍神村西テナン ト3号室	訪問介護	令和 7.9.30

和歌山県告示第806号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項及び第115条の5第2項の規定に基づく指定居宅サービス 事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2 号及び第115条の10第2号の規定に基づき公示する。

令和7年10月10日

和歌山県知事 宮 﨑 泉

指定事業者 番号	事業者の名称 又 は 氏 名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの 種 類	廃 止 年月日
30122104 35	医療法人竹村医院	竹村医院	和歌山県田辺市東山1-3-8		l I

和歌山県告示第807号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

令和7年10月10日

和歌山県知事 宮 﨑 泉

指定事業者番号	事業者の名称 又 は 氏 名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの 種 類	指 定 年月日	指 定 の 有効期間の 満 了 の 日
30722020 58	社会福祉法人紀成福 祉会	デイサービスセンタ 一龍トピア	和歌山県田辺市龍神村 柳瀬530番地	通所介護	令和 7.10.1	令和 13.9.30

和歌山県告示第808号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

令和7年10月10日

和歌山県知事 宮 﨑 泉

指定事業者番号	事業者の名称 又 は 氏 名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの 種 類	指 定 年月日	指 定 の 有効期間の 満 了 の 日
3061890 160	合同会社ノア	ノア訪問看護ステ ーション	和歌山県岩出市中島 993 バルビゾン・ I C215号室	訪問看護	令和 7.10.1	令和 13. 9. 30
				介護予防訪 問看護	令和 7.10.1	令和 13.9.30
3062090 117	株式会社ネクスト ビジョン	ケアビレッジ訪問 看護ステーション		訪問看護	令和 7.10.1	令和 13. 9. 30
				介護予防訪 問看護	令和 7.10.1	令和 13.9.30

和歌山県告示第809号

介護保険法(平成9年法律第123号)第113条第2項の規定に基づく介護医療院の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第114条の7の規定に基づき公示する。

令和7年10月10日

和歌山県知事 宮 﨑 泉

1 介護保険事業者番号 30B2500015

- 2 介護医療院の開設者の名称又は氏名 医療法人健佑会
- 3 介護医療院の名称 串本有田病院介護医療院
- 4 介護医療院の所在地 和歌山県東牟婁郡串本町有田字大山499番地
- 5 廃止年月日 令和7年8月10日
- 6 サービスの種類 介護医療院

和歌山県告示第810号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の 規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので公示する。

令和7年10月10日

和歌山県知事 宮 﨑 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は指定 訪問看護事業者等の名称	指 定 年月日
聖薬局新宮店	新宮市蜂伏20-24	西野元久	令和 7.8.1

和歌山県告示第811号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の 規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので公示する。

令和7年10月10日

和歌山県知事 宮 﨑 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は指定 訪問看護事業者等の名称	指 定 年月日
医療法人三明会なかふさ診療 所	岩出市中迫553-1	田中賢	令和 7.8.1

和歌山県告示第812号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第4項において準用する同法第105条の2第3項の規定に 基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認 められるので、同条第4項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

令和7年10月10日

和歌山県知事 宮 﨑 泉

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区域	区 分	加入区の名称
太地町漁業協同組合及び宇久井漁業協同組合 の地区	定置漁業 (小型定置漁業を除く。)	南紀第2

和歌山県告示第813号

和歌山県田辺市龍神村湯ノ又の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和7年10月10日

和歌山県知事 宮 﨑 泉

1 調査を行った者の名称

和歌山県田辺市

2 調査を行った時期

令和5年2月24日から令和6年11月28日まで

3 成果の名称

和歌山県田辺市龍神村湯ノ又の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県田辺市龍神村湯ノ又の一部地区

5 認証年月日

令和7年9月30日

和歌山県告示第814号

和歌山県田辺市明洋一丁目地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和7年10月10日

和歌山県知事 宮 﨑 泉

1 調査を行った者の名称

和歌山県田辺市 2 調査を行った時期

令和4年4月1日から令和6年12月26日まで

3 成果の名称

和歌山県田辺市明洋一丁目地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県田辺市明洋一丁目地区

5 認証年月日

令和7年9月30日

和歌山県告示第815号

和歌山県東牟婁郡北山村大字大沼の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第 180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。 令和7年10月10日

和歌山県知事 宮 﨑 泉

1 調査を行った者の名称

和歌山県東牟婁郡北山村

2 調査を行った時期

令和4年4月1日から令和6年3月25日まで

3 成果の名称

和歌山県東牟婁郡北山村大字大沼の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県東牟婁郡北山村大字大沼の一部地区

5 認証年月日

令和7年9月30日

和歌山県告示第816号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和7年10月10日

和歌山県知事 宮 﨑 泉

延 長
メートル
62. 14
26. 15

和歌山県告示第817号

令和7年度精密旋盤について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は 特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び 和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の 規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年10月10日

和歌山県知事 宮 﨑 泉

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量
 - 精密旋盤 4式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 和歌山県会計局総務事務集中課
 - 和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
 - 令和7年9月18日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - 関東物産株式会社
 - 東京都港区港南一丁目8番27号
- 5 落札金額
 - 42,020,000円 (うち消費税及び地方消費税の額3,820,000円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日

令和7年8月8日

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第62号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の13第1項第1号イに規定する講習(以下「駐車監視員資格 者講習」という。)を次のとおり実施する。

令和7年10月10日

和歌山県公安委員会委員長 竹 山 早 穗

- 1 駐車監視員資格者講習の実施日時、実施場所及び受講定員
 - (1) 実施日時

講習 1 日 目 令和7年11月27日 (木) 午前9時30分から午後6時まで (受付時間 午前9時から午前9時30分まで)

講習2日目	令和7年11月28日 (金) 午前9時30分から午後6時まで (受付時間 午前9時から午前9時30分まで)
修了考查	令和7年12月5日(金)午前9時30分から午前10時30分まで (受付時間 午前9時から午前9時20分まで)

(2) 実施場所

和歌山市西1番地

交通センター3階 会議室

(3) 受講定員

20人

- 2 受講手続に関する事項
 - (1) 申込みの方法

駐車監視員資格者講習を受講しようとする者(以下「申込者」という。)は、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を(3)に掲げる提出先を経由して和歌山県公安委員会に提出するものとする。

- ア 駐車監視員資格者講習受講申込書(写真(受講申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、 無背景で縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。以下同じ。)を 貼付したものに限る。)
- イ 駐車監視員資格者講習受講票(写真を貼付したものに限る。以下「受講票」という。)
- ウ 運転免許証等申込者が本人であることを証するものの写し
- エ 返信用封筒(長形3号封筒に簡易書留郵便料金(460円)分の切手を貼付したもの)
- (2) 手続の流れ
 - ア 申込者は、申込書等の提出後に郵送される駐車監視員資格者講習の実施日時、実施場所等を記載 した駐車監視員資格者講習指定書(以下「講習指定書」という。)及び駐車監視員資格者講習手数 料納付書(以下「納付書」という。)を受け取り、納付書へ講習手数料の額(20,000円)に相当す る和歌山県証紙を貼付しておくこと。
 - イ 申込者は、講習の1日目の講習実施場所の受付において、講習指定書及び和歌山県証紙を貼付した 納付書を提出した上で受講票を受け取ること。
- (3) 申込書等の提出先
 - ア 申込者が和歌山県内に住所地を有する者の場合 申込者の住所地を管轄する警察署交通課
 - イ 申込者が和歌山県外に住所地を有する者の場合 和歌山県警察本部交通部交通指導課駐車違反取締センター
- (4) 申込書等の提出時期

令和7年10月10日(金)から同月30日(木)までの間(和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に2(3)に掲げる提出先に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、令和7年10月30日(木)必着とする。

(5) 講習手数料

ア 講習手数料の額は、20,000円とする。

イ 現金での納付は、受け付けない。

- 3 留意事項
- (1) 受講定員に達した時点で受付を締め切ることから、申込書等を郵送する場合は、事前に4(1) に掲げる問合わせ先へ受講定員に達していないか問い合わせること。
- (2) 駐車監視員資格者講習を2日間受講し、修了考査を受け、合格した者に対して、駐車監視員資格者講

習修了証明書を郵送する。

- 4 間合せ先等
 - (1) 問合せ先

和歌山市西1番地 交通センター内

和歌山県警察本部交通部交通指導課駐車違反取締センター

電話番号 073-473-0356

(2) 駐車監視員資格者講習受講申込書、受講票及び納付書の備付場所

和歌山県警察本部交通部交通指導課駐車違反取締センター及び和歌山県内の各警察署交通課なお、各様式は、和歌山県警察ホームページ (URL https://www.police.pref.wakayama.lg.jp/03_soudan/koutsu_todokede/kanshi/kousyuu/index.html) からダウンロードすることができる。

和歌山県公安委員会告示第63号

技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「国家公安委員会規則」という。)第1条及び第10条第1項の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。 令和7年10月10日

和歌山県公安委員会委員長 竹 山 早 穗

1 審査の種類等

種類	内 容	期日	場所
技能検定員審査 (大型) 技能検定員審査 (中型) 技能検定員審査 (準中型) 技能検定員審査 (普通) 技能検定員審査 (大特) 技能検定員審査 (大自二) 技能検定員審査 (普自二) 技能検定員審査 (本型二種) 技能検定員審査 (中型二種) 技能検定員審査 (普通二種)	技能検定に関する技 能及び知識	令和7年11月18日(火)から同	和歌山市西1番地 交通センター内 和歌山県警察本部
教習指導員審査 (大型) 教習指導員審査 (中型) 教習指導員審査 (準中型) 教習指導員審査 (普通) 教習指導員審査 (大特) 教習指導員審査 (大自二) 教習指導員審査 (普自二) 教習指導員審査 (産 [けん] 引) 教習指導員審査 (中型二種) 教習指導員審査 (中型二種) 教習指導員審査 (普通二種)	教習に関する技能及 び知識	月21日(金)まで	交通部運転免許課

2 申請手続

(1) 申請の受付期間

令和7年10月20日(月)から同月27日(月)までの毎日(ただし、日曜日及び土曜日を除く。)午前9時から午後5時まで

(2) 申請場所

和歌山市西1番地 交通センター内 和歌山県警察本部交通部運転免許課

(3) 申請に必要な書類等

ア 運転免許証又は免許情報記録個人番号カード (マイナ免許証)

イ 審査申請書(申請場所で所定の用紙を交付する。)

ウ 国家公安委員会規則第17条各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当

する者であることを証する書面

- エ 写真(申請前6か月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの無帽、正面、上 三分身、無背景のもの) 1枚
- (4) 技能検定員及び教習指導員審査手数料

審査の種類ごとに和歌山県使用料及び手数料条例(昭和22年和歌山県条例第28号)で定める金額

3 審査についての問合せ先

和歌山県警察本部交通部運転免許課講習・教習所係(電話073-473-0110 内線364)

誤 正

正

令和7年9月24日付け和歌山県報号外公告別冊「人事行政の運営等の状況」中

ページ	誤	正
1	工業技術センター研究員【 2 2 0	工業技術センター研究員 2 2 1
	職業訓練指導員 [1] 1 0	職業訓練指導員
	/J\ 8+ 54 45 20	//\ å† 54 45 22
	合計 720 585 266	合計 720 585 268